

別記様式(第4条関係)

随意契約結果一覧

					所属(課名)	財 務	課
件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
乗合自動車運行管理業務委託	令和3年3月26日	三重交通(株)バス営業部 松阪営業所	1,320,000	1,320,000	地方自治法施行令第167条の第1項第2号による随意契約。令和3年度契約の際に実施した事前調査結果において他に受託意思のある業者がなかったため。	無	
本庁舎ガスヒーポン保守業務委託	令和3年4月1日	東邦ガス(株) 松阪営業所	1,523,390	1,523,390	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。左記業者は都市ガスの供給業者であり、松阪市役所本庁は重要な施設で故障等の場合は緊急に対応できるよう遠隔監視を行う契約とするため、左記業者以外では契約の目的を達成することができないため。	無	
本館自家用電気工作物保安管理業務委託	令和3年4月1日	一般財団法人中部電気保安協会 松阪営業所	1,009,800	1,009,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約。指名競争入札を実施したが、入札参加者が1業者であり、時間的な余裕がないこと及び指名業者の変更が難しい(市外業者では緊急時の対応ができない)ため。	無	
自動扉開閉装置保守点検整備業務委託	令和3年4月1日	ナブコドア株式会社 津営業所	1,144,000	1,144,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。当該業者は自動ドア設置の施工業者であり、機器がメーカー専用のものであることから、故障時における迅速な部品調達や安全で確実な点検が左記業者以外では難しいため。	無	
非常用発電装置保守点検業務委託	令和3年4月1日	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部	1,708,498	1,650,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。当該業者は設置業者であり、機器がメーカー専用のものであることから、故障時における迅速な部品調達や安全で確実な点検が左記業者以外では難しいため。	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
エレベーター保守管理業務委託(教育委員会事務局1台、本庁舎2台)	令和3年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 三重支店	2,547,600	2,508,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。左記業者はエレベーターの設置を行った業者であり、既設の遠隔監視装置やその他機器が業者専用のものであり、左記業者以外では対応できないため。	無	
松阪市教育委員会事務局内エレベーター戸開走行保護装置(UCMP)設置修繕	令和3年4月28日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 三重支店	2,640,000	2,640,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。松阪市教育委員会事務局内のエレベーターに戸開走行保護装置設置(UCMP)を設置する修繕である。既設エレベーター内の機器専用部品の取替・取付であるため、機器メーカーでないと修繕が難しく、部品の調達が困難であるため。	無	
令和3年度松阪市財務書類作成支援業務	令和3年5月14日	株式会社パスコ 三重支店	8,195,000	8,195,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約。令和3年度においては、これまでの期間において作成された財務4表の単年度での分析、経年比較による分析、およびその作成方法について、省力化、見える化を行う予定である。それにあたり、現状を十分に把握し、本市の情報を細部にわたって熟知し、その省力化や見える化につながる方策を提案できるのは固定資産台帳整備を行った本業者でありまた財務4表作成の大部分を担った太田会計士と連携している株式会社パスコであれば、両業務について有益な助言が可能であるため。	有	
庁舎本館他非常用発電装置部品交換調整修繕	令和3年6月14日	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部	4,950,000	4,840,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。本修繕は庁舎本館・第一分館・第二分館の非常用発電装置の経年劣化及び機能低下による部品の取替修繕である。非常用発電装置内の機器専用の部品の取替であるため、機器メーカーでないと取替が難しく、部品の調達も困難である。また、信頼のおける機器メーカーが部品を取替えることにより、非常時における確実な発電装置の運転を保證することができるため。	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (特別管理産業廃棄物)処理 委託	令和3年10月11日	中間貯蔵・環境安全事業 (株)北九州PCB処理事業 所	13,742,960	13,742,960	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。本委託は松阪市役所の高濃度PCB廃棄物の処理委託である。PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB措置法)」に定められた期限までに適正に処分しなければならない。そのため高濃度PCB廃棄物の保管事業者は、処分期間の末日までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)と高濃度PCB廃棄物処分の委託契約を締結することがPCB措置法によって、義務付けられているため。	有	
松阪市エレベーター前防火・ 防煙スクリーン取替修繕	令和3年11月8日	三和シャッター工業株式 会社 津統括営業所	1,975,600	1,687,180	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。本修繕はエレベーター前防火・防煙スクリーンの故障による取替修繕である。防火・防煙スクリーンの取替であるため、機器メーカーでないと取替が難しく、部品の調達も困難である。また、信頼のおける機器メーカーが部品を取替えることにより、非常時における確実な防火・防煙スクリーンの運転を保証することができるため。	無	